

平成 20 年 2 月

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の 改正のお知らせ

— T E F（毒性等価係数）の一部変更 —

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、環境省令第 15 号によりダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部が改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 20 年 4 月 1 日より

■検査項目

ダイオキシン類検査（水道原水及び浄水、環境水、排水、下水、土壌、底質、焼却灰等）

■変更内容

世界保健機関（WHO, 2005）が最新の知見を踏まえてダイオキシン類の T E F（毒性等価係数）の見直しを行いました。これに伴い、我が国においてもダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部が改正され、T E Q（毒性当量）の算出に用いる T E F が変更されることになりました。

※裏面「T E F（毒性等価係数）変更箇所一覧」をご参照下さい。

T E F（毒性等価係数）変更箇所一覧

<WHO, 2005>

化 合 物 名		新	旧
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	0.03	0.05
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.3	0.5
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	0.1	0.1
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	0.01	0.01
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	0.01	0.01
	OCDF	0.0003	0.0001
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	1	1
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	1	1
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	0.01	0.01
	OCDD	0.0003	0.0001
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB(#81)	0.0003	0.0001
	3, 3', 4, 4' —TeCB(#77)	0.0001	0.0001
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB(#126)	0.1	0.1
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#169)	0.03	0.01
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB(#123)	0.00003	0.0001
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB(#118)	0.00003	0.0001
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB(#105)	0.00003	0.0001
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB(#114)	0.00003	0.0005
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#167)	0.00003	0.00001
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB(#156)	0.00003	0.0005
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB(#157)	0.00003	0.0005
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB(#189)	0.00003	0.0001

以上